給与支払報告書は一月三十一日が最終提出日

お店のご主人や、会社で経理を担当しているかたは、毎年のことですがつぎのとおりお願いします。

二

従業員（臨時・パートの人もふくむ）がいる個人事業主のかたや所得税で青色申告書を提出しているかたで、事業専従者のいるお店のご主人、会社、法人などで使用している従業員に「昭和五十三年一月一日から十二月三十一日までの間」に支払った給料や賞与などの合計額をすでにお手許にお届けしてあるはずの給与支払報告書にご記入のうえ、一月三十一日までに都留市役所税務課へ提出してください。

「給与支払報告書」の提出は、個人や法人などの事業の形態、従業員数、青色専従者の人数、また支払金額の多少などにはいっさい関係なく、その者に支払った五十三年中の一年間の給料・賞与などの総支払額、年末調整の際控除した配偶者、扶養親族、障害者等の数、社会保険料、生命保険料、損害保険等の金額および徴収した税額等を記入していただくようになっています。

この「給与支払報告書」の用紙は、三枚一組と四枚一組の二種類ありますが、普通一般の従業員など給与等の支払を受ける者には、三枚一組の用紙を使って、二枚を税務課へ提出していただき、残りの一枚はその従業員さんに源泉徴収票としておわたしください。

つぎに五十三年中の給与の収入金額が、五〇〇万円をこえる人や法人などの役員（一年間の給与の収入金額が一五〇万円をこえる人）は、四枚一組の用紙を使っていただき二枚を税務課へ、一枚は源泉徴収票として大月税務署へ、残り一枚を本人にわたしてください。

なおこの「給与支払報告書」の提出に関連して、事業主から給料をもらっている人で、この給料以外には全く別に収入のない人（例えば農業収入、営業収入、不動産収入などをいいますが）はこの事業主から提出される給与支払報告書だけで、市県民税の申告をする必要はありません。

ただしつぎのような方々からは申告していただかなければなりません。

①病院等に支払った医療費などの控除を受けようとする人

②災害などにより被害を受けたため雑損控除を受けようとする人

③住宅を新築して住宅取得控除を受けようとする人

④住宅ローン控除（昭和五十三年一月一日以降の入居者について適用）を受けようとする人などは確定申告書または市県民税の申告書を提出していただかないと、その控除が受けられませんのでご注意ください。

このように「給与支払報告書」は市県民税課税、諸証明発行の唯一の資料となるもので、事業主（お店の店主、会社の社長）など「給与の支払いをするものは、もれや、おちのないように」すべての従業員の当市分を市長名、整理番号の記入してある総括表をつけて提出してください。

用紙は昨年末に貴所へお送りしてありますが、枚数の不足やその他のことについてのお問い合わせは税務課へお願いします。

◎この報告書の提出でご注意いただくこと。おたくの従業員さんで都留市以外の市町村から通勤している場合は、その人の五十四年一月一日現在の住所地の市役所や役場へ提出することになっています。

昨年もある事業所では都留市以外の市町村（大月市・西桂町）から通勤している従業員の分も全部一緒にして、都留市の税務課へ提出されたところがありますので、この「給与支払報告書」の仕事をされる係のかたは、ご注意くださるようお願いします。

所得税・住民税の申告準備を!!

昭和五十三年分の所得税の確定申告と五十四年度の住民税の申告は、例年のとおり来る二月十六日から三月十五日までの間に行っていただきます。

この申告をなさる方は毎年のことながら、すでに五十三年中の収入金額や経費などについて決算もおすみでしょうし、白色申告者などでまだ申告できるまでに帳簿類の整理ができてないかたは、早めにご準備願います。

税務課では、大月税務署との共催で、つぎの日程により確定申告書などの書き方（記入）の説明と指導を申告納税相談として行います。

なお、ことしの住民税の申告相談の日程等につきましては二月号の広報でくわしくおしらせします。

日時	2月　13日 PM1:00 ～PM3:00	3月1～2日 AM10:00 ～PM3:00
会場	市役所大会議室	市役所大会議室
内容	確定申告記入についての説明会	所得税申告納税の相談受けつけ

税務署からお知らせ

還付申告書は早期提出を

昭和五十三年分所得税確定申告で税金が戻る方は、お早めに（二月中）確定申告書を提出してください。

つぎのような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が戻ってきます。

①住宅を新築したり、新築住宅を購入したとき（最高六万円税額控除）

②災害や盗難にあったとき

③多額の医療費を支払ったとき（最高二〇〇万円所得控除）

市民会館の休館のおしらせ

都留市民会館は改修工事のため昭和五十四年三月末日まで休館いたします。